

調査票（除去土壌の収集運搬及び保管）

1 概要

施設名称	井手一時集積所（浪江町）	調査日時	令和8年4月21日
------	--------------	------	-----------

2 調査事項

(1) 放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌の収集運搬基準（第57条）

調査事項	要求事項		特記事項
	無	有	
一（特定廃棄物の収集運搬基準の準用）			
一 収集運搬の方法	■	□	
イ 人の健康又は生活環境に係る被害の防止			
ロ 飛散・流出・漏出防止措置			
ハ 雨水浸入防止措置			
ニ 悪臭・騒音・振動防止措置			
ホ 他の物との区分			
二 運搬施設における生活環境保全上必要な措置	■	□	
三 収納容器（飛散・流出・悪臭漏れのおそれないもの）	■	□	
四 運搬車を用いる場合	■	□	
イ・ロ 車体外側への表示（識別しやすい文字色）			
（1）除去土壌の運搬車である旨（約5cm以上）			
（2）運搬者の名称（約3cm以上）			
ニ 車両表面から1m離れた位置の空間線量率（100 $\mu$ Sv/h以下）			
ホ 事故時の応急措置に必要な器具等の携行			
七 次の事項の記録の作成（運搬終了後5年間保存）	■	□	
イ 運搬した除去土壌の量			
ロ 運搬開始・終了年月日、 運搬担当者の氏名、 積載場所・運搬先の名称・所在地、 運搬車ナンバー			
二 必要事項書面等の備え付け	■	□	
・ 運搬受託者である旨を証する書面（委託契約書）			
・（下請の場合）再委託先であることを証する書面			
（1）運搬者の名称・住所・代表者氏名			
（2）運搬する除去土壌の量			
（3）運搬開始年月日			
（4）積載場所・運搬先の名称・所在地・連絡先			
（5）除去土壌を取り扱う際の注意事項			
（6）事故時の応急措置			

調査票（除去土壌の収集運搬及び保管）

（２）放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌の保管基準（第 58 条）

調査事項	要求事項		特記事項
	無	有	
一（指定廃棄物の保管基準の準用）			
二 飛散・流出防止措置 イ 容器収納又はこん包等 ロ 保管高さの制限（屋外かつ容器不使用の場合）	■	□	
三 汚水による公共の水域等の汚染防止措置	■	□	
四 雨水・地下水の浸入防止措置	■	□	
五 悪臭発散の防止措置	■	□	
七 除去土壌以外の物との混合防止措置	■	□	
十 放射線障害防止措置（立入防止、放射線遮蔽等）	■	□	
二 場所の要件 周囲への囲いの設置	■	□	
三 掲示板 次の要件を備えた掲示板の設置 イ 縦横それぞれ 60cm 以上であること ロ 次の事項を表示したものであること （1）除去土壌の保管の場所である旨 （2）緊急時における連絡先 （3）保管高さ（屋外かつ容器不使用の場合）	□	□	今回確認せず
四 地下水の水質検査（測定・記録）	□	□	測定していないことを確認。 →要否を環境省に確認。
五 保管場所等境界における放射線量の測定・記録	■	□	
六 次の事項の記録の作成（保管場所廃止まで保存） イ 保管した除去土壌の量 ロ 保管した除去土壌ごとの保管開始・終了年月日、受入先・持出先の場所の名称・所在地 ハ 除去土壌を引き渡した担当者・引渡しを受けた担当者の氏名・運搬車ナンバー ニ 施設に係る測定、点検、検査その他の措置	■	□	

調査票（除去土壌の収集運搬及び保管）

3 調査時の様子



積込前の荷台の状況

異常なし



積込作業の状況

異常なし



内容物の確認

異常なし



除去土壌の保管状況

異常なし